

公益財団法人 山口育英奨学会
平成 29 年度(2017 年)事業計画書
(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 まで)

I 基本方針

1 定款に定める公益目的事業

- (1) 高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院に在学する者およびこれらに相当する外国の教育機関に留学する者に対する学資の貸与または給付
- (2) 奨学生の指導・助言および育成
- (3) 自然科学の研究および自然環境保護活動に対する助成
- (4) 郷土資料館の運営
- (5) 庭園および山林の管理

II 公益目的事業に関する事項

1 育英奨学事業

(1) 貸与奨学金事業

高等専門学校、短期大学、大学、大学院に在学する者およびこれらに相当する外国の教育機関に留学する者に奨学金を貸与する。

①本年度貸与予定者数と貸与予定額

本年度の奨学生新規採用は、40 名を予定し、4 月中に募集を行い選考委員会で選考のうえ、理事会において決定する。

奨学生新採用者および奨学生継続者には月額 50,000 円を貸与する。

次年度奨学生の募集にあたっては一部を予約募集として、大学進学予定者を対象に 9 月に募集をする。

区 分	新規採用 予定者	継 続 貸与者	合 計	平成 29 年度 貸与予定額	平成 28 年度 貸与予定額
大学院生	5 名	7 名	12 名	6,400,000 円	7,500,000 円
大学生	27 名	59 名	86 名	51,400,000 円	52,500,000 円
短大生	2 名	0 名	2 名	1,200,000 円	0 円
高専生	1 名	0 名	1 名	600,000 円	1,200,000 円
留学生	5 名	11 名	16 名	8,750,000 円	6,300,000 円
計	40 名	77 名	117 名	68,350,000 円	67,500,000 円

②返還免除

奨学生全員に、1年間の貸与額に対して1ヵ月分（50,000円）の返還を免除する。
また、本年度の奨学生集会に参加した者にはさらに2ヵ月分（100,000円）の返還を免除する。

③貸与奨学金の本年度返還予定者数と返還予定額

区分	返還予定者	返還予定額
大学院生	27名	5,250,000円
大学生	163名	40,200,000円
短大生	1名	280,000円
高専生	4名	480,000円
高校生	8名	580,000円
留学生	49名	9,140,000円
計	252名	55,930,000円

(2) 奨学生集会

奨学生の研修・育成をはかるため、夏休み期間中に当会本部において1泊2日で奨学生集会を開催する。参加者は60名を予定している。

内容は講演会、役職員との懇談、郷土資料館の見学および山林における自然環境保護活動などを組み入れたカリキュラムとする。

(3) 機関誌の発行

奨学生の育成、交流および公益活動周知のため、機関誌「山びこ」第50号を12月に発刊し、奨学生、元奨学生および関係者に配布する。

2 研究助成事業および自然環境保護活動助成事業

(1) 自然科学の研究活動を行う研究者に対して助成金を交付する。

助成予定件数 20件 助成予定額 1件800,000円 総額 16,000,000円

(2) 自然環境保護活動を行う団体に対して助成金を交付する。

助成予定件数 10件 助成予定額 1件500,000円 総額 5,000,000円

(3) 上記以外で当会の事業目的に合致する活動を行う団体に対して助成金を交付する。

(4) 前年度に自然環境保護活動に助成した団体の活動報告会を、当会本部において開催する。

3 郷土資料館、庭園および山林の運営管理事業

- (1) 資料館・庭園および遊歩道を4月下旬から11月下旬まで一般公開する。
資料館を案内するガイドを配置して見学者の便に供する。
- (2) 庭園および隣接する山林と遊歩道の整備を継続して行う。
里山の自然に親しんでもらうイベントとして、庭園・山林において専門家にガイドを依頼して植物観察会、野鳥観察会等を開催する。
- (3) 郷土の歴史や文化および生活に対する理解を深め、当会の公益活動をより周知させるために広報活動を継続して行う。

4 集会用の建物の建設

- (1) 平成30年度中の完成予定で集会用建物の建設に着手する。
- (2) この建物は
 - ①奨学生集会の講演会・ワークショップの会場
 - ②自然環境保護活動報告会の発表会場
 - ③植物観察会や野鳥観察会の講義会場
 - ④諸会議、その他イベントの会場として利用する。

以上